

**愛知県営萩山台住宅始め2住宅民間活力導入可能性調査業務
簡易公募型プロポーザル募集要項**

1 業務の概要

- (1) 業務名
愛知県営萩山台住宅始め2住宅民間活力導入可能性調査業務
- (2) 業務内容
別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限
令和7年2月28日
- (4) 業務量の目安
概ね3,278千円（消費税及び地方消費税含む。）

2 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 令和6年度及び令和7年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む）の所在地が愛知県内にあり、当該営業所の業種が「建築設計」又は「都市計画及び地方計画」として登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出日から対象業務の見積り決定日までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日から対象業務の見積り決定日までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案書を特定するための基準

実施体制の構成、同種・類似業務実績の有無、実施方針の妥当性、業務内容に係る手法・工夫等の具体性、作業工程の妥当性、本業務の目的に沿った具体的な提案の有無及び社会的価値の実現に資する取組の実施状況（以下、「社会的取組の実施状況」という。）を評価するものとし、各項目の詳細、配点については、別紙2「評価基準」による。

4 手続き等

- (1) 参加表明書の提出
本手続の参加を希望する場合は、以下により参加表明書を提出すること。
 - ア 提出書類
参加表明書（様式1）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期間

令和6年6月24日（月）午前9時から令和6年7月9日（火）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。（ファクシミリは不可）。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、7（9）のとおりとする。持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く提出期限までの日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

オ 提出先

愛知県建設局土木部建設総務課契約第二グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6613（ダイヤルイン）

電子メール kensetsu-somu-keiyaku@pref.aichi.lg.jp

カ 選定

期限までに提出された参加表明書により参加を希望した者（以下「参加者」という。）のうち、参加資格要件を満たす者を技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）として選定する。

キ 通知

選定結果については、全ての参加者に対し後日書面で通知する。提出要請者に選定された参加者に対しては「技術提案書提出要請書」を送付する。

(2) 技術提案書の提出

提出要請者として選定された参加者は、以下により技術提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・技術提案書（様式2-1）
- ・業務の実施体制（様式2-2）
- ・技術者ごとの同種・類似業務実績等（様式2-3）
- ・過去の同種・類似業務受託実績（様式2-4）
- ・業務の実施方針（様式2-5）
- ・具体的な業務内容（様式2-6）
- ・業務の作業工程（様式2-7）
- ・その他の提案事項（様式2-8）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2-9）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期間

技術提案書提出要請書到着後から令和6年8月6日（火）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

(1) エに同じ

オ 提出先

(1) オに同じ。

カ 質問及び回答

技術提案書に関する質問は、質問書（様式3）により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

また、社会的取組の実施状況における各評価項目の個別の取組内容については、様式2-9記入要領(10)に記載の各所属へ適宜問い合わせること。

①提出期間

技術提案書提出要請書到着後から令和6年7月26日（金）午後3時まで

②提出方法

電子メールにて以下の公営住宅課のアドレスまで提出すること。提出する場合の留意事項は、7（9）のとおりとする。

電子メール：koeijutaku@pref.aichi.lg.jp

電話連絡先：052-954-6573（公営住宅課計画・指導グループ）

※タイトルは「愛知県営萩山台住宅始め2住宅民間活力導入可能性調査業務に関する質問」とすること。

③質問の回答

回答は、令和6年7月30日（火）午前10時までに電子メールにより行う。

キ 審査・特定

期限までに提出された技術提案書について、評価基準に基づき審査し、当該業務について技術的に最適なものを特定する。

ク 通知

審査結果については、すべての技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に対し、後日書面で通知する。

(3) 非選定等の理由に関する事項

当該業務について提出要請者として選定されなかった参加者、又は提案者のうち技術提案書が特定されなかった者に対しては、選定又は特定されなかった旨とその理由（非選定等の理由）を通知する。

この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、愛知県知事に対して非選定等の理由について説明を求めることができる。

5 契約

(1) 契約の締結

愛知県は、技術提案書が特定された提案者から見積書を徴取した後、随意契約の方法により契約を締結する。不調となった場合は、次点の者を契約の協議及び見積書徴取の相手方とする。

なお、見積り決定日から契約を締結するまでの間に、この手続に参加した者が、愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

6 スケジュール（予定）

令和6年6月24日（月）	募集要項等の公表
令和6年7月9日（火）	参加表明書の提出期限
令和6年7月22日（月）	技術提案書提出要請書送付、選定又は非選定に係る通知書送付
令和6年7月26日（金）	技術提案書に関する質問書の受付期限
令和6年8月6日（火）	技術提案書の提出期限
令和6年9月上旬	技術提案書の特定又は非特定に係る通知書送付
令和6年9月中旬	契約

7 その他

- (1) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 1者で複数の参加表明書の提出があったとき。
 - ウ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - エ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
 - オ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。
 - カ あらかじめ指示した事項に違反したとき及び参加者又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (2) 技術提案書の業務実施体制は変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、代替者が同等以上の技術者であるとの承諾を県から得るものとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各参加者及び提案者の負担とする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- (4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。
- (5) 提出受付期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、愛知県は審査に必要な範囲で提出資料の複製を作成することができるものとする。
- (7) 参加表明書の選定及び技術提案書の特定に係る審査の経過等については非公開とし、問い合わせには応じない。
- (8) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは7Mb以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなす。
- (10) 本業務の受託者（受託者より再委託を受けた者又は本項後段の民間事業者と資本若しくは人事面において関連がある者を含む。）は、本業務の対象となっている事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条に基づく特定事業として選定された場合は、同法第8条に定める民間事業者の選定に応募又は参画することはできない。
- (11) 契約は令和6年度単年度契約とする。なお、令和7年度以降に行う予定のPFI事業に係る関連業務について、令和6年度の業務受託者に委託する場合がある。
- (12) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は愛知県が定める。

8 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県建設局土木部建設総務課契約第二グループ

電話 052-954-6613 (ダイヤルイン)

電子メール kensetsu-somu-keiyaku@pref.aichi.lg.jp

※ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書における各評価項目の内容に関することについては、様式2-9記入要領(10)に記載の各所属、その他技術提案書に関する質問については、4(2)カに同じ